

地震に 備える

日頃からの備えが、**自身**を守ります。

令和6年能登半島地震の被災地で支援を行う緊急消防援助隊

地震はいつ、どこで起こるか 分かりません



令和6年能登半島地震により倒壊した民家

令和6年1月1日（祝）に発生した能登半島地震から約2か月が経過しました。この地震により、建物の倒壊や津波の被害、大規模な火災のほか、地盤の隆起などの甚大な被害が発生し、被災地では停電、断水、物資の不足が続きました。

今回の地震により、本市では、緊急消防援助隊による安否不明者の捜索活動や、被災建物の被害状況などの調査、応急給水活動などの人的支援を行いました。

近年では、東日本大震災以降も熊本地震、北海道胆振東部地震などの大きな地震が発生し、日本各地に甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフ地震や首都直下地震の発生も懸念されています。

自分自身や家族の大切な生命・財産を守るために、いま一度、地震への対策を見直しましょう。

問い合わせ＝防災・危機管理課防災・危機管理担当（☎内線 415）

いざという時のために備えましょう

備蓄は最低でも3日分

大きな災害が発生すると、食料品や日用品が不足するおそれがあります。市も食料などを備蓄していますが、その数には限りがあり、道路の寸断など、災害の状況によっては、避難所を開設しても、すぐに配布できない場合があります。

また、一人につき、1日に必要な水分量は3リットルといわれていますが、地震によって断水すると、水道から大切な水を確保できなくなります。

こうした事態に備え、非常用の食料や飲料水などは最低3日から1週間分備蓄しましょう。また、水なしで使用できる歯磨きシートやボディシート、レトルト食品や災害用トイレなどの防災用品も用意しておきましょう。



キノピー

非常食など必要な物を入れた非常持出袋を準備しよう！

取り出しやすく、災害の影響を受けにくい場所に置くことが大切です。



飲料水の備蓄目安

1日

$3 \times 3 \sim 7 \times$ 家族人数

リットル

日分

停電に備えましょう

夜間に大地震が起きて停電すると、出口がわからなかったり、ガラスの破片が見えないなど、大変危険です。また、インターネットや携帯電話などを利用できないおそれもあり、情報を得ることが困難になります。そのため、寝室やリビングには、懐中電灯やラジオ、予備の電池を常備しておきましょう。

また、電気ストーブ、ファンヒーターなどの電気を使用する暖房機器が使えなくなるため、寒さ対策に使い捨てカイロ

や湯たんぽなどの電気を使わない防寒グッズも備えておきましょう。



事前に確認しましょう

●避難場所や避難経路

避難が必要になった場合、慌てずに行動できるように避難場所をあらかじめ確認しておきましょう。避難場所までの経路についても危険な場所がないかどうか下見をしておくことが大切です。

また、市では「指定緊急避難所」と「指定避難所」を指定しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

●安否の確認方法

勤務先や学校、外出先で被災した場合の安否確認方法や集合場所を事前に決めておきましょう。

災害時安否確認バンダナをご活用ください

災害発生時に自主防災組織などの地域支援者が、避難行動に地域の支援が必要な人などの住民の安否確認を迅速かつ円滑に行うとともに、支援中に被災するリスクを軽減することを目的として、「災害時安否確認バンダナ配布事業」を実施します。なお、桐生らしいバンダナとするため、素材に手ぬぐいを使用しています。

問い合わせ＝防災・危機管理課防災・危機管理担当（☎内線415）



バンダナは誰がどうやって使うの？

災害発生時に、自主防災組織などが安否確認を行うことになっている人（一人暮らしの高齢者や障がいがある人などの、避難行動に地域の支援が必要な人）が、自身や家族の無事を確認後、玄関やベランダなどの外から見えやすい場所に結んで、周囲に無事であることを知らせるために使用します。

「バンダナ以外の黄色いタオルやハンカチなどでも代用できる」、「震度4以上の地震や、風水害により警戒レベル4以上の情報が発出された時にバンダナを掲げる」、「災害発生後、最低でも3日間は結んだままにしておく」など、各自主防災組織などで安否確認を行う際のルールなどをあらかじめ決めておくことも重要です。



申請できる団体は？

当該地域で行う安否確認に関して、次の①～③のいずれかの取り組みを行っている自主防災組織や自治会などです。

- ①安否確認を行う人の個別避難計画の作成に取り組んでいること
- ②安否確認の対象者や方法が記載された地区防災計画を策定していること
- ③安否確認に関する訓練や学習会を予定または実施していること

申請方法

3月1日（金）から申請を受け付けます。バンダナの活用を希望する自主防災組織や自治会などは申請書に次の提出書類などを添付して、防災・危機管理課（市役所3階）へ提出してください。申請用紙は、同課と市ホームページにあります。

【提出書類】

- ・自主防災組織の場合は規約（自主防災会連絡協議会加盟団体は添付不要）
- ・配布計画（配布対象者、配布方法、訓練などにおいてバンダナの活用方法などを規定した計画）

【必要に応じて提出する書類】

- ・地区防災計画（策定済みの場合）
- ・安否確認に関する訓練実施計画など（実施済みの場合は実施したことが分かる資料）
- ・その他必要と認められる資料

3.11 東日本大震災被災地写真展

東日本大震災当時の被災地の写真や、復興の様子を記録した写真を展示します。

今年度は、令和6年能登半島地震被災地への派遣職員が撮影した写真も展示予定です。

期間＝3月19日（火）～27日（水）

※土、日、祝日を除く

時間＝午前8時30分～午後5時15分

※3月27日（水）は午後4時まで

場所＝玄関ロビー（市役所1階）

問い合わせ＝防災・危機管理課防災・危機管理担当（☎内線415）



ご存じですか

避難行動要支援者名簿

大きな災害が起こった時に、家族の援助が受けられない人や自分で避難することが難しい人を地域で助ける体制づくりを進めています。不安のある人は、避難行動要支援者名簿の登録を申請してください。

対象者

在宅で次の対象要件①～⑤のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の一人暮らし
- ②介護保険の認定区分が要介護度3・4・5
- ③身体障害者手帳1級・2級を持っている
- ④療育手帳A判定
- ⑤その他、①～④に準じ、災害時には特に支援が必要である

要である

申請方法

令和5年3月1日から令和6年2月29日までに対象要件①～④のいずれかに該当した人は、登録申請書を3月中旬に郵送します。申請の有無を記入し、同封の返信用封筒で返信してください。また、対象要件⑤に該当している人、令和5年度以前に登録申請書が届いて登録を希望する人は、直接、福祉課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課で申請を受け付けます。

問い合わせ＝福祉課社会福祉係（☎内線271）

今後被災地域の皆様が一
日でも早く日常を取り戻せる
よう、支援に努めて参ります。
自然災害は、いつ、どこで
起こるかわかりません。桐生
市が大規模災害に見舞われる
ことも想定し、日ごろから災
害対策をしっかり講じなけれ
ばならないと、襟を正す思い
です。市民の皆様にも、各自
でできる防災対策に努めてい
ただければと思います。

桐生市長 荒木 恵司

能登半島の被災地域へ
職員を派遣し復興支援

こんにちは
市長です

